

広島県告示第七百四十九号

平成二十二年七月十四日、呉市の区域のうち平成十七年三月二十日に行われた市町村の合併前の旧安浦町及び平成十六年四月一日に行われた市町村の合併前の旧川尻町の区域内において発生した平成二十二年梅雨前線による大雨災害を、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の対象となる自然災害とする。

平成二十二年九月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦